

令和4年度省エネ家電購入促進事業(ちば省エネ家電購入応援キャンペーン)

参加店舗募集要領(11月29日以降募集開始)

千葉県(以下、「県」という。)では今年度、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的として、「省エネ家電購入促進事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	千葉県(環境生活部温暖化対策推進課)
事業運営主体	「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」事務局 (以下「キャンペーン事務局」という。)
事業目的	エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。
キャンペーン名称	ちば省エネ家電購入応援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、対象店舗において対象製品(新品に限る)を5万円(税抜)以上購入し、自らが居住する千葉県内の住宅に設置した者に対し、購入額(税抜)に応じたポイント等を交付する。
対象者	千葉県内に居住する者(個人)※県外在住の方が購入した場合は対象外
事業期間 ※ポイント等の交付 状況等により、期間 を変更する場合がある。	【購入対象・設置期間】 令和4年12月21日(水)から令和5年7月17日(月・祝)まで ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 ※テレビは、3月11日(土)の購入分から対象となる。 ※7月18日(火)以降の設置となる場合は、キャンペーン対象外となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和5年1月6日(金)から令和5年7月31日(月)まで ※テレビは、4月1日(土)から受付開始となる。

ポイント等交付の対象となる製品	(ア)令和 4 年 9 月改正前の基準に基づく統一省エネラベル4つ星以上又は改正後の基準に基づく省エネラベル 3 つ星以上のいずれかに該当するエアコン (イ)統一省エネラベル3つ星以上の冷蔵庫 (ウ)統一省エネラベル4つ星以上の電気給湯器(エコキュートに限る) (エ)統一省エネラベル3つ星以上のテレビ
ポイント等交付額	23 億円(第1弾キャンペーンとの合計交付額)
ポイント等の額	対象製品1台当たりの購入額(税抜)に応じた交付額とする。 (ア)15万円以上の購入 3万円 (イ)10万円以上15万円未満の購入 2万円 (ウ)5万円以上10万円未満の購入 1万円
交付するポイント等の種類	(1)キャッシュレス決済サービスのポイント (PayPay、QUO カードPay、Amazonギフト券、楽天 Edy、Ponta ポイント、nanaco ギフト、WAONポイント、au PAY、Appleギフトカード、GooglePlay ギフト、NET CASH、dポイント、TSUBASA ポイント) (2)商品券 (JTB ナイスギフト)

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)に記載があるものです。詳しくは「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」特設サイト(<https://chiba-shoenekaden.jp/>)をご参照ください。

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の(ア)から(カ)の要件を満たす必要があります。

- (ア) 千葉県内に所在する実店舗(営業所等を含む)であること。EC店舗等は対象外とする。
- (イ) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内すること。
- (ウ) キャンペーンの実施に必要な手続き(広報宣伝、消費者への説明、申請補助や助言等)を行うこと。
- (エ) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県及びキャンペーン事務局に報告すること。
- (オ) 本要領及び別途定めるキャンペーンの実施に係る加盟店マニュアル等に従うこと。
- (カ) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等(特定家庭用機器再商品化法等)を順守すること。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者(以下、「購入者」という。)に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・身分証の提示等により、購入者が千葉県民であることを確認する。
 - ・購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
 - ・対象製品設置に係る証明書がない場合、千葉県内の自宅に設置した証明書として、誓約書を記入し、購入者へ渡してください。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとしますが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応をお願いします。
- (3) キャンペーンチケット配付に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしていただきますが、必要な場合は、キャンペーン事務局にご相談ください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットのキャンペーン特設サイト上で申請してください。

<キャンペーン特設サイト URL> <https://chiba-shoenekaden.jp/>

(2) 参加店舗登録申請期間

令和4年11月29日(火)から随時受け付け

※随時受け付けておりますので、キャンペーン特設サイトをご確認ください。

(3) 登録・申請

登録申請のあった事業者について、県(キャンペーン事務局)の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(4) 申請に当たっての注意事項

- ・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。(やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。)
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。(複数店舗をまとめて申請することはできません。)
- ・参加店舗登録が完了した店舗様は、順次キャンペーン特設サイトへ掲載いたします。

5 参加店舗登録後の手続き

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・キャンペーン特設サイトには、購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 対象店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとします。

- (ア) 法令、条例等に違反している場合
- (イ) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合
- (ウ) その他、対象店舗として不相当と認められる場合

7 問い合わせ先(参加店舗向け)

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」参加店舗専用コールセンター(以下、「コールセンター」という。)において対応します。

【コールセンター電話番号】 043-375-5274

【コールセンター対応時間】

令和4年11月29日(火)～令和5年8月31日(木)

午前9時から午後6時まで(土日祝日を含む)

Email:chiba-shoene-soudan@jtb.com